

岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第 7 号

岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成 20 年岩手県教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 中学校に、前項の職員のほか、助教諭、講師、養護助教諭及びその他の職員を置くことがある。</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>(職員及びその職務)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 中学校に、前項の職員のほか、<u>教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師、養護助教諭</u>及びその他の職員を置くことがある。</p> <p><u>3 校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員並びに教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師及び養護助教諭の職務は、学校教育法第49条において準用する同法第37条第4項から第12項まで、第14項から第17項まで及び第19項に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。